

さ情審査答申第204号  
令和3年11月26日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成30年1月16日付けで貴職から受けた、「知ればきっと好きになる、さいたま市楽々楽さいたまに関する規則、要綱等、及び編集方針等がわかるもの、並びに直近の配置数のわかるもの」の開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年11月17日付け市広報第1730号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、創刊号以前の編集方針を調査したうえでの再決定を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると以下のとおりである。

誤った文書特定の瑕疵により本件処分は無効

編集方針について直近のものだけが特定された。創刊号以前の編集方針が継続文書として保有していると思う。再度、調査のうえで再決定を求める。

#### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のように説明している。

1 平成29年11月14日付けで、審査請求人より「知ればきっと好きになる、さいたま市楽楽楽さいたまに関する規則、要綱等、及び編集方針等がわかるもの、並びに直近の配置数のわかるもの」について行政情報開示請求書が提出され、編集方針として「市広報第1290号さいたま市グラフ誌版広報誌「楽楽楽さいたま」第13号（平成29年9月）の発行について（平成29年9月12日決裁）」を、直近の配置数のわかるものとして「市広報第1325号グラフ誌版広報誌「楽楽楽さいたま」第13号の配布について（平成29年9月19日決裁）」を該当文書として特定し、行政情報開示決定を行い、開示したものである。なお、楽楽楽さいたまとは、市内外における本市のイメージ形成・イメージ向上を図るため、さいたま市が身近に感じられる情報や市の魅力を再認識する情報等を、職員自ら取材・撮影し、写真・エッセイを交えて紹介するグラフ誌である。

2 「本件決定処分を取り消せ及び誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効」との主張について

「市広報第1290号さいたま市グラフ誌版広報誌「楽楽楽さいたま」第13号（平成29年9月）の発行について（平成29年9月12日決裁）」に添付している「楽楽楽さいたま」編集方針及び「市広報第1325号グラフ誌版広報誌「楽楽楽さいたま」第13号の配布について（平成29年9月19日決裁）」に添付している配布先を文書特定しており、当該文書の中には「知ればきっと好きになる、さいたま市楽楽楽さいたまに関する規則、要綱等、及び編集方針等がわかるもの、並びに直近の配置数のわかるもの」の記載があることから、誤った文書特定の瑕疵はないと認識している。

3 「編集方針について直近のものだけが特定された。創刊号以前の編集方針が継続文書として保有していると思います。再度、調査のうえで、再決定を求めます。」との主張について

平成23年の創刊号から平成29年3月に発行した12号までは、規則、要綱等、及び編集方針等がわかる文書は作成しておらず、創刊当時のスタイルが担当者間で引き継がれてきた。また、編集方針といったものも定めておらず、毎号、職員の感性とアイデアを持ち寄り、手作りの広報誌として作成してきた。しかしながら、円滑な引継ぎ及び業務の効率性等の観点から、今年度、編集方針を文書で作成し、平成29年9月発行の13号から適用している。したがって、「市広報第1290号さいたま市グラフ誌版広報誌「楽楽楽さいたま」第13号（平成29年9月）の発行について（平成29年9月12日決裁）」に添付している「楽楽楽さいたま」編集方針以外、審査請求人からの開示請求の内容を満たす行政情報は作成しておらず、存在もしていない。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成29年11月14日に開示請求を行った「知ればきっと好きになる、さいたま市楽楽楽さいたまに関する規則、要綱等、及び編集方針等がわかるもの、並びに直近の配置数のわかるもの」である。

実施機関は、さいたま市発行のグラフ誌「楽楽楽さいたま」第13号の発行に係る決裁文書2件を特定しすべてを開示したところ、創刊号以前に編集方針があり、それが継続文書とされていると思うという理由から、処分の取消しと創刊号以前の編集方針を調査したうえでの再決定を求めて本件審査請求を行ったものである。

##### 2 本件処分の当否について

審査請求人が主張する審査請求の理由は、創刊号以前の編集方針があると思われるから調査したうえで再決定を求めるとの内容である。これに対して実施機関は、毎号、職員の感性とアイデアを持ち寄って作成していたため、第12号までは編集方針はなかったと主張している。

この主張に不自然な点はなく、他に文書の存在を窺わせる具体的な事情も存在しないことから、創刊号以前の編集方針は作成していないと認めるのが相当である。

したがって、実施機関の文書特定に瑕疵はなく、本件処分は妥当である。

##### 3 以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

#### 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成30年 1月16日	諮問の受理（諮問第494号）
②	令和 3年 5月20日	審議
③	令和 3年 8月 5日	実施機関の口頭意見陳述
④	令和 3年10月21日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	備考
会長	池上純一	大学名誉教授
委員	伊藤一枝	弁護士
会長職務代理者	柴田雅幸	行政経験者
委員	塚田小百合	弁護士
委員	吉田聰	弁護士

(五十音順)